

○海上幕僚監部における文書の発簡番号に冠する記号に関する達

昭和36年6月14日
海上幕僚監部達第2号

改正 昭和37年3月1日 海上幕僚監部達第2号〔第1次改正〕

昭和40年7月31日 海上自衛隊達第62号〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関係達の整理に関する達10条による改正〕

昭和43年2月5日 海上幕僚監部達第1号〔第2次改正〕

昭和56年12月14日 海上幕僚監部達第2号〔第3次改正〕

昭和57年6月30日 海上幕僚監部達第1号〔海上幕僚監部防衛部装備体系課の新設に伴う関係海上幕僚監部達の整理に関する達2条による改正〕

昭和62年9月29日 海上自衛隊達第23号〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達13条による改正〕

昭和63年12月14日 海上幕僚監部達第3号〔第4次改正〕

平成2年6月8日 海上自衛隊達第15号〔海上幕僚監部人事教育部援護業務課の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達7条による改正〕

平成9年1月20日 海上自衛隊達第1号〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達5条による改正〕

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達10条による改正〕

平成12年12月8日 海上自衛隊達第35号〔海上幕僚監部防衛部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達2条による改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達61条による改正〕

平成18年3月27日 海上自衛隊達第9号〔防衛庁設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達第53条による改正〕

平成26年3月24日 海上自衛隊達第9号〔装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第6条による改正〕

平成27年9月25日 海上自衛隊達第20号〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第10条による改正〕

海上自衛隊文書処理規則(昭和33年海上自衛隊達第41号)第46条第3項の規定に基づき、海上幕僚監部における文書の発簡番号に冠する記号に関する達を次のように定める。

海上幕僚監部における文書の発簡番号に冠する記号に関する達

海上幕僚監部における文書の発簡番号に冠する記号は、別表右欄に掲げる課等について、同表左欄に掲げる記号を冠するものとする。

附 則

この達は、昭和36年7月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和37年3月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関係達の整理に関する達10条による改正〕

この達は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和43年2月5日から施行し、昭和42年10月1日から適用する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部装備体系課の新設に伴う関係海上幕僚監部達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部人事教育部援護業務課の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成2年6月8日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年12月8日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等への整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年10月1日から施行する。

別表

記号	主管課等
海幕総	海上幕僚監部総務部総務課
海幕経	海上幕僚監部総務部経理課
海幕人	海上幕僚監部人事教育部人事計画課
海幕補	海上幕僚監部人事教育部補任課
海幕厚	海上幕僚監部人事教育部厚生課
海幕援	海上幕僚監部人事教育部援護業務課
海幕教	海上幕僚監部人事教育部教育課
海幕防	海上幕僚監部防衛部防衛課
海幕装体	海上幕僚監部防衛部装備体系課
海幕運	海上幕僚監部防衛部運用支援課
海幕施	海上幕僚監部防衛部施設課
海幕指通	海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課
海幕情	海上幕僚監部指揮通信情報部情報課
海幕装需	海上幕僚監部装備計画部装備需品課
海幕艦武	海上幕僚監部装備計画部艦船・武器課
海幕航空	海上幕僚監部装備計画部航空機課
海幕監察	海上幕僚監部監察官
海幕法	海上幕僚監部首席法務官
海幕監査	海上幕僚監部首席会計監査官
海幕衛	海上幕僚監部首席衛生官